競争入札参加資格審査申請書受付（物品製造・役務の提供等）

令和４・５年度に添田町が発注する物品製造や役務の提供等の入札参加資格を得るための「競争入札参加資格審査申請書」（指名願い）の受付を開始します。

添田町が発注する物品製造などについて競争入札に参加を希望する方は、それぞれの提出要領に従って、競争入札参加資格審査申請書を作成し提出してください。提出された書類及び添付書類について、記載内容が事実と異なるものであると判明したときは、厳正な措置を取りますのでご留意ください。

○受付期間（定期受付）

令和４年１月１１日から令和４年２月２８日まで（但し土・日・祝祭日を除く）

※定期受付期間終了後は、随時受付を行いますが、随時受付を行ったものについての入札参加資格の付与、登録は、令和４年５月以降に行います。

○提出方法（Ａ４判ファイル・紙製・２穴）

・町内業者⇒防災情報管財課に持参すること

・町外業者⇒持参又は郵送

・青色のファイル綴じとする。

※指定の色と異なったファイルでの申請された場合は受け付けません。指定の色のファイルで再度申請していただきます。

・提出書類確認票で必要書類を確認のうえ、提出書類に不備のないよう留意すること。また、チェックした提出書類確認票を提出書類の最初に添付すること。

※綴じる順番

チェック完了後の提出書類確認票の記号及び番号順

・表紙・背表紙には「令和４・５年度 添田町競争入札参加資格審査申請書」及び名称を必ず明記すること。（次ページ参照）

（背表紙） （表 紙）

|  |
| --- |
| 令和４・５年度 添田町競争入札参加資格審査申請書　　㈱×××× |

|  |
| --- |
| 令和４・５年度 添田町競争入札参加資格審査申請書  ㈱×××× |

・添付書類には必ず見だし（インデックス）を施すこと。

※見出しは提出書類確認票の記号を記載してください。

・受付の確認が必要な場合（はがき・封書等）は、必ずファイル側面に書類を添付しておくこと。（ファイル内に綴じ込んでおくと、受付の確認に時間がかかることがあります。）

・送達、未送達の問合せには、お答えいたしかねますのでご了承ください。

○有効期限

決定した日の翌日から改定される日の前日まで

○申請に関する問合せ及び提出先（郵送先）

〒８２４－０６９１

福岡県田川郡添田町大字添田２１５１番地

添田町役場　防災情報管財課管財係（本庁２階）

℡ ０９４７－８２－４００２（ダイヤルイン）

○提出書類及び競争入札参加資格審査申請書記載方法

（１）申請書

標準様式（総務省が定める地方公共団体の競争入札参加資格審査申請書の標準項目を掲げる様式の例）のうち様式１、様式４－１①、様式４－１②

（２）添付書類

・営業所一覧表（標準様式）のうち様式４－２

・登記事項証明書

・財務諸表類（１年分）

・納税証明書

※未納でない証明で原本又は写しを下記の表により添付。

※県税・市町村税については、入札・契約等権限を持つ支店等のものを添付。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人事業者 | 個人事業者 |
| ○国税  法人税、消費税及び地方消費税 | ○国税  所得税、消費税及び地方消費税 |
| 〇県税（委任先営業所含む）  法人事業税、法人都道府県民税 | 〇県税  個人事業税 |
| 〇市町村税（委任先営業所含む）  法人市町村民税 | 〇市町村税  個人市町村民税 |

・委任状

　　※代理人により申請する場合に添付。

（３）追加項目等

・競争入札参加資格希望営業品目詳細（町様式１）

　　・年間委任状（町様式２）

※入札・契約にかかる権限を支店・営業所等に委任する場合に添付すること。

　　　　・使用印鑑届（町様式３）

※使用印を押印すること（印鑑証明書と同一の場合は不要）。

※年間委任状がある場合は、受任者印を使用印とすること。

　　　・営業実績経歴書（様式は任意）

※官公庁２年間分を記載すること。

　　　　・誓約書及び役員一覧（印鑑証明書添付）

・その他

※営業に関して法令で定められた登録証や許可証があれば添付すること。

※会社パンフレットや取扱い品目等がわかるものがあれば添付すること。

　（４）標準様式の記載にあたっては、別添「競争入札参加資格申請書記載要領」及び競争入札参加資格審査申請書記載例」を参照（物品製造・役務の提供等の部分に留意）し記載すること。

○その他注意事項

　　入札参加資格審査申請書を提出後、申請事項に変更があった場合は、変更届（様式は任意で、添付書類が必要な場合あり。）を随時提出してください。

○入札参加資格

次の要件に該当する方は入札に参加できません。

（１）競争入札において当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の一に該当すると認められるものでその事実があった後３年を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者

（３）営業に関し法律上必要とする資格を有しない者

（４）経営状況が著しく不健全であると認められる者

（５）国税及び市町村税（代表者個人に課税されたものを含む）を完納していない者

（６）入札参加資格審査申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者

○参考

地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号

(1)　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2)　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4)　地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5)　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6)　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

(7)　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。